

(対^{大臣}・副大臣・政務官)
4月18日(火)参・法務委

司法法制部 作成
真山 勇一議員(民進)

1問 各種の「子どもの人気職業ランキング」等で法曹関係者の人気下落が著しいが、この点につき、法務大臣の見解を問う。

〔結論〕

- ・ 委員御指摘の調査結果については把握していないため、お答えは差し控えたい。
- (・ もし仮に、御指摘のとおり、子ども達が希望する職業の中で、法曹関係者の人気下落しているとするれば、残念なことであると考える。)

(参考) 子どもの職業希望調査について

① 第一生命保険株式会社による調査結果

第一生命保険株式会社において、毎年、全国の幼児及び小学生を対象に「大人になったらなりたいもの」について調査し、10位以内の職業を公表しているところ、1989年から2016までの調査において、法曹関係者が10位以内に入ったことはなかった。

② ベネッセ教育総合研究所による調査結果

ベネッセ教育総合研究所が、小学4年生から高校2年生を対象に、2004年及び2016年に実施した調査によれば、いずれの調査においても、小学生・中学生のなりたい職業ベスト10に法曹関係者は入っていない。高校生男子については、両調査ともに、9位に「法律家(弁護士・裁判官・検察官)」が入っている。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線^{〇〇〇} 携帯^{〇〇〇〇〇〇}】

平成29年4月18日(火)
真山 勇一 議員(民進)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

2問 小学生や中学生に対し法曹の魅力を伝える努力をすべきではないか、法務当局に問う。

〔前提〕

- ・ 将来の法曹人材を確保するため、小・中学生を含む若年層に、法曹の役割や魅力を十分に伝える取組を進めることは重要であると認識。

〔法務省等の取組〕

- ・ 法務省においては、例えば、小・中学生を対象に、検察庁において職場体験学習を実施したり、法教育の出前授業の際に検察官の役割等について講義を行うなどの取組を進めてきたところ。
- ・ 裁判所においても、実際の法廷を利用した模擬裁判、裁判官による出前講義、最高裁における見学コースの設置などの取組を、日本弁護士連合会においても、小・中学生向けのホームページの開設や書籍の出版、弁護士会館の社会科見学などの取組を行っていると承知。
- ・ 今後も、小・中学生を含む幅広い世代に対して法曹の魅力を伝えるため、必要な取組を進め、更に努力してまいりたい。

(参考) 検察庁における小・中学生を対象とする業務説明会等の実施回数

平成27年度：241回(参加人数3,920人)

平成29年4月18日（火）
真山 勇一 議員（民進）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

3問 司法修習制度が存在する理由及び司法修習生に対し修習専念義務が課されている理由について、法務当局に問う。

〔司法修習制度の意義〕

- ・ 司法修習は、司法試験に合格した者を対象に、法曹としての実務に必要な能力を身に付けさせることを目的とするものであり、現行法においては、裁判官・検察官・弁護士になろうとする者を一元的に養成する統一修習制度が採用されている。
- ・ これは、法曹三者である裁判官・検察官・弁護士は、それぞれ司法の担い手であり、職業としての法曹は一体であるべきであって、等しく高度の一般的教養と法律的素養を身につけるべきであることからして、重要な意義がある。
- ・ そして、司法修習は、実際の事件を通じて法律実務家からの指導を受けつつ、法曹として必要な能力を体験的に習得するものであり、裁判官・検察官・弁護士のいずれになろうとする者についても、不可欠であると考えている。

〔修習専念義務の趣旨〕

また、司法修習生の修習専念義務は、司法修習が司法制度の担い手たる法曹の養成に必須の課程であり、一年間という限られた期間内に高度で専門的な内容を身に付けなければならないことなどに鑑み、司法修習生は修習期間中、修習に専念すべきものとされたものである。

（参照条文）

○裁判所法（昭和22年法律第59号）

第六十六条（採用）司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

2 (略)

第六十七条 (修習・試験) 司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

2 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。

3 (略)

○司法修習生に関する規則 (昭和23年最高裁判所規則第15号)

第四条 司法修習生の修習については、高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるように努めなければならない。

平成29年4月18日（火）
真山 勇一 議員（民進）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

4問 給費制から貸与制に移行した理由について、法務当局に問う。

〔前提〕

- ・ 給費制から貸与制への移行は平成16年の裁判所法改正によるものであり、貸与制は平成23年11月に修習を開始した新65期の司法修習生から実施されたところ。

〔給与制から貸与制への移行の理由〕

- ・ この給費制から貸与制への移行は，
 - 司法修習生の増加に実効的に対応する必要があったこと
 - 司法制度改革の諸施策を進める上で限りある財政資金をより効率的に活用し，司法制度全体に関して国民の理解が得られる合理的な財政負担を図る必要があったこと
 - 公務員ではなく公務にも従事しない者に国が給与を支給するのは現行法上異例の制度であること
- 等を考慮すれば，給費制を維持することについて国民の理解を得ることは困難であったことを理由とするものである。

平成29年4月18日（火）
真山 勇一 議員（民進）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

5問 登録5年目の弁護士の平均的な所得額はどうなっているか、法務当局に問う。

〔結論〕

- ・ 法務省が、平成28年に弁護士を対象に実施したアンケート調査の集計結果によれば、平成25年から平成27年までの間の弁護士登録5年目の弁護士の所得の平均値は、次のとおり推移している。

平成25年に弁護士登録5年目となる弁護士の所得の平均値

新61期 697万円

現行61期 648万円

平成26年に弁護士登録5年目となる弁護士の所得の平均値

新62期 690万円

現行62期 643万円

平成27年に弁護士登録5年目となる弁護士の所得の平均値

新63期 686万円

現行63期 697万円

（参考）平成23年の法曹の養成に関するフォーラムによる調査結果
各年に弁護士登録5年目となる弁護士の所得の平均値

平成18年 1, 386万円（54期）

平成19年 1, 110万円（55期）

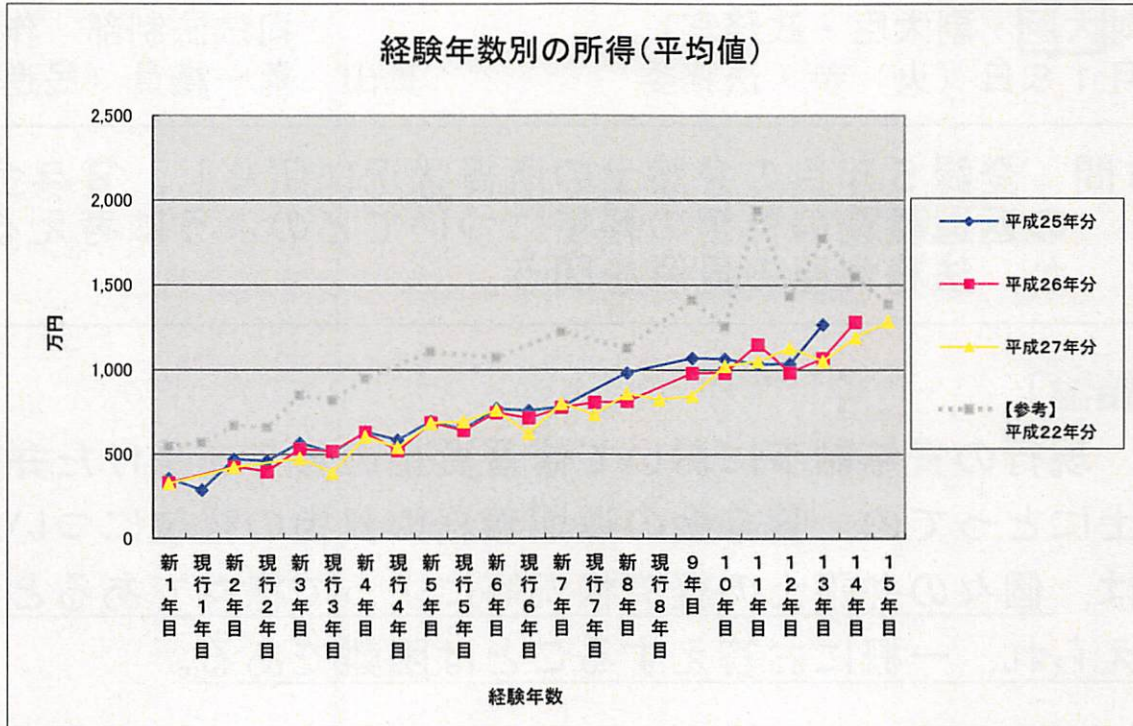
平成20年 1, 236万円（56期）

平成21年 1, 204万円（57期）

平成22年 1, 107万円（58期）

※ 平成28年調査と比べると、調査票の回収率に約3倍程度の差（平成28年調査は37.1％、平成23年調査は13.4％）があるといった違いもあり、平成28年調査と一概に単純比較できない。

ウ 所得（平均値）



【参考】
法曹の養成に関するフォーラム事務局による集計結果

（単位：万円）

年	平成25年分	平成26年分	平成27年分	平成22年分
1年目	新 354 現行 288	新65期 現行65期	330 66期	327 67期
2年目	新 472 現行 461	新64期 現行64期	428 397	新65期 現行65期
3年目	新 569 現行 511	新63期 現行63期	534 519	新64期 現行64期
4年目	新 638 現行 587	新62期 現行62期	633 522	新63期 現行63期
5年目	新 697 現行 648	新61期 現行61期	690 643	新62期 現行62期
6年目	新 772 現行 760	新60期 現行60期	750 718	新61期 現行61期
7年目	新 781 現行	59期	778 807	新60期 現行60期
8年目	新 984 現行	58期	814 59期	863 825
9年目	1,069	57期	982	58期
10年目	1,064	56期	984	57期
11年目	1,033	55期	1,151	56期
12年目	1,037	54期	985	55期
13年目	1,266	53期	1,068	54期
14年目	—	—	1,281	53期
15年目	—	—	—	—
全体	721	65期～53期 (13期分)	710	66期～53期 (14期分)
6年目以降	945	60期～53期 (8期分)	913	61期～53期 (9期分)

※ 本調査については、調査票の回収率が、法曹の養成に関するフォーラム事務局が平成23年に実施した「司法修習終了者等の経済的な状況に関する調査」とは異なることなどから、比較の際には注意を要する。

※ 所得〇と回答した者を含む。

(対大臣・副大臣・政務官)
4月18日(火) 参・法務委

司法法制部 作成
真山 勇一議員(民進)

6問 登録5年目の弁護士の所得状況に照らし、貸与金の返還義務の負担の軽重についてどのように考えるか、法務大臣の見解を問う。

〔結論〕

- ・ 現行の貸与制下において修習資金の貸与を受けた弁護士にとっての、貸与金の返還義務の負担の軽重については、個々の弁護士の経済状況等によって様々であると考えられ、一概にお答えすることは困難である。

(参考1) 登録5年目の弁護士の所得の平均値

登録5年目の弁護士の所得の平均値について、平成28年に法務省が弁護士を対象に実施したアンケート調査を集計した結果は以下のとおり。

平成25年	新61期	697万円
	現行61期	648万円
平成26年	新62期	690万円
	現行62期	643万円
平成27年	新63期	686万円
	現行63期	697万円

(参考2) 修習資金の返還額

貸与を受けた修習資金については、司法修習終了後5年間は返還が据置かれ、その後10年間の年賦払いにより返還する必要がある。

基本額である月額23万円の貸与を受けた場合、標準的な返還額は年約30万円となる。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■■■■■■■】

(対^{大臣}・副大臣・政務官)
4月18日(火)参・法務委

司法法制部 作成
真山 勇一議員(民進)

7問 現行の貸与制下の司法修習生に対して救済的措置を講ずるべきではないか、法務大臣の所見を問う。

〔結論要旨〕

- ・ 修習給付金制度の導入に伴い、現行貸与制下の司法修習生に対する救済措置を設けることは予定していない。

〔前提〕

- ・ 修習給付金制度の創設に伴い、現行の貸与制下の司法修習生(新65期～第70期)に対しても何らかの救済措置を講ずべきとの御意見があることは承知。

〔救済措置を設けない理由〕

- ・ 修習給付金制度の趣旨は、法曹志望者が大幅に減少している中で、昨年6月の骨太の方針で言及された「法曹人材確保の充実・強化の推進」等を図る点にある。
- ・ この趣旨からすれば、修習給付金について、今後、新たに司法修習生として採用される者を対象とすれば足り、現行貸与制下の司法修習生をも対象とする必要性に欠ける。
- ・ 加えて、仮に、何らかの措置を実施するとしても、現行貸与制下において貸与を受けていない者等(注)の取扱いをどうするかといった制度設計上の困難な問題があるほか、そもそも既に修習を終えている者に対して事後的な救済措置を実施することにつき国民的理解が得られ



ないのではないかと考えられるところ。

(注) そのほか、基本額未満の貸与を受けた者や繰上げ返済により既に返済を終えた者の取扱い等についても問題となる。

〔結論〕

- ・ したがって、修習給付金制度の導入に伴い、現行貸与制下の司法修習生に対する救済措置を設けることは予定していない。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■】

平成29年4月18日（火）
真山 勇一 議員（民進）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

8問 現行の貸与制下の司法修習生に対する救済的措置の是非について検討したことがあるか、法務当局に問う。

〔結論〕

- ・ 現行貸与制下の司法修習生に対して救済措置を講ずるかについては、（法曹養成制度改革推進会議決定に基づき制度設計を担った）法務省において、修習給付金制度に関する制度設計の過程で、法曹人材確保の充実・強化を図るという制度の目的との関連性を含め、適宜必要な検討を行うとともに、関係者による打合せ等の様々な機会を通じ、最高裁判所や日本弁護士連合会等とも必要な協議を行ってきた。
- ・ こうした検討・協議の結果を踏まえ、本法案では、現行貸与制下の司法修習生に対する救済措置を設けないこととしたもの。

（参考）「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）第5（抜粋）

第5 司法修習

（略）また、法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。

平成29年4月18日（火）
真山 勇一 議員（民進）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

9問 現行の貸与制下で司法修習を終えて弁護士となった者による独立開業を支援すべきではないか、法務当局の見解を問う。

〔結論〕

- ・ 法務省は、個人事業主である弁護士の生活を担保する立場にはなく、独立開業による業務基盤の確保は、基本的にそれぞれの弁護士の問題と理解。
- （・ その上で、貸与制下で司法修習を終えた者を含む弁護士の独立開業支援については、日本弁護士連合会等において適宜行われているものと承知しており、法務省としては、こうした取組を見守ってまいりたい。）